東京労働局

第7期第3回　東京地方労働審議会資料

平成26年12月9日（火）　午後3時30分～

於：東京労働局 11階 共用会議室1-3

資料一覧

資料No.1
　平成26年度東京労働局における重点対策事項に係る取組状況

資料No.2
　職業安定部別冊

資料No.3
　労働基準部別冊

資料No.4
　雇用均等室別冊

資料№1

平成26年度東京労働局における
重点対策事項に係る取組状況

第7期第3回東京地方労働審議会

目 次

(1)　平成26年度 東京労働局の最重点目標とその取組 ・・・・・(1頁)
(2)　平成26年度 東京労働局の組織目標 ・・・・・・・・・・(2～ 3頁)
(3)　職業安定の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(4～ 11頁)
(4)　需給調整事業の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・(12～13頁)
(5)　労働基準の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(14～17頁)
(6)　雇用均等の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(18～19頁)
(7)　労働保険適用徴収の分野・・・・・・・・・・・・・・・・(20頁)
(8)　労働相談の充実の分野・・・・・・・・・・・・・・・・・(21頁)

平成26年度　東京労働局の最重点目標とその取組

―誰もが能力を発揮できる　安心なTOKYOへ―

1　ハローワークが中心となって、労働市場全体のマッチング機能の強化に努めます。

◆労働市場の中で、ハローワークが中核的な職業紹介機関としての役割を果たし、積極的な充足支援、就職支援に努めます。
◆若年者の就職活動から職場定着までの一貫した支援を実施します。
◆企業の雇用管理の改善を図り、高齢者、障害者及び非正規雇用労働者の雇用を促進します。
◆職業訓練の活用により能力形成を促進するとともに、訓練受講中からきめ細かい就職支援を実施し、早期再就職の実現を促進します。
◆改正労働者派遣法の周知を図り、派遣元事業主、派遣先、職業紹介事業者等に対し、法制度の定着促進と的確かつ厳正な指導監督を実施します。

2　安心で希望が持てる職場を目指し、労働条件確保改善、労働災害防止等に取り組みます。

◆長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消を図ります。
◆賃金不払や解雇等の申告事案に、優先的に監督指導等を実施します。
◆「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズに、第12次東京労働局労働災害防止計画を推進し、労働者の安全と健康の確保に努めます。
◆改正された最低賃金の周知・広報と履行確保に努めます。
◆的確な労災補償対策を推進します。

3　女性が能力を発揮し、男女とも育児等と両立しつつ活躍できる職場環境をつくります。

◆改正省令・指針等の周知及び性差別の解消等、男女雇用機会均等法の実効性を確保するとともに、女性の活躍のための採用拡大、人材育成など企業によるポジティブ・アクションの取組を促します。
◆妊娠・出産、育児休業を理由とした不利益取扱い等に係る相談に、的確かつ厳正に対応し、男性や非正規労働者も含め、育児休業等を取得しやすい職場環境をつくります。
◆パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保等を図ります。

平成26年度　東京労働局の組織目標

職業安定	1	**【ハローワークの職業紹介】** ・求人者・求職者のニーズに的確に応えるため、ハローワークのマッチング機能を強化し、PDCAサイクルによる進捗管理のもと業務運営を実施する。	・就職率〈常用〉25.3％以上、雇用保険受給者の早期再就職割合30.2％以上、求人充足率〈常用〉14.7％以上 【就職件数150,000件以上、雇用保険受給者の就職件数37,000件以上、求人充足数198,000件以上】
	2	**【若者等の就職支援】** ・新卒者等の就職を支援する学卒ジョブサポーターの活用により、新規学卒者及び既卒者の就職促進を図る。 ・正規雇用を希望するフリーター等に対して、個々の状況や課題に応じたきめ細かい専門的相談や担当者制支援等により、正規雇用化を重点としつつ多様な正社員モデルを確立するための施策を推進する。	・学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数19,950件以上、同開拓求人数6,600件以上） ・ハローワークの職業紹介により、フリーター等正規雇用者数36,256件以上
	3	**【障害者及び高年齢者の雇用対策】** ・個々の障害特性や就労ニーズを踏まえたきめ細かい職業相談や関係機関との連携強化により、障害者の就職促進を図る。 ・障害者の法定雇用率が引き上げられたことに伴い、企業等の雇用率達成に向けた指導・支援を強化し、障害者雇用率未達成企業割合の改善に努める。 ・改正高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの高年齢者雇用確保措置が講じられていない事業主に対する指導を徹底するとともに、希望者全員が65歳まで働くことができる制度の普及に努める。	・ハローワークにおける障害者の就職件数5,630件以上
	4	**【生活困窮者に対する就労支援】** ・生活保護受給者等就労自立促進事業により、生活保護受給中の者はもとより、生活保護受給前の相談段階にある者についても併せて就労支援の充実・強化を図る。	・ハローワークにおける支援対象者数11,950人以上、就職者数6,570件以上
	5	**【職業訓練の効果的な活用による就職支援】** ・職業相談過程において職業訓練受講により就職可能性の高まる求職者を能動的に職業訓練へ誘導するとともに、訓練受講中から個別支援の活用等による就職支援を積極的に実施し、訓練終了後3か月以内の就職を図る。	・求職者支援訓練終了3か月後の就職率：基礎コース60%以上、実践コース70%以上
需給調整	6	**【労働者派遣事業、職業紹介事業等の制度の適切な運用】** ・制度の周知並びに許可申請及び届出の適正かつ迅速な処理を行う。 ・指導監督に当たっては、全国斉一的な指導監督に努めるとともに局内各部、監督署、安定所等との連携を図りつつ、派遣元事業主、派遣先及び職業紹介事業者並びに請負事業主等の民間人材ビジネスに対する的確かつ厳正な指導監督を実施する。	・指導監督実施件数：労働者派遣事業1,880件、職業紹介事業500件
労働基準	7	**【監督指導等の適切な実施等】** ・産業動向や雇用情勢等を踏まえた監督指導・自主点検等の適切な実施により、過重労働による健康障害の防止を図る。 　また、脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた事業場であって、過重労働が行われていると考えられるもの等については、再発防止のための指導を行う。 ・法令等に基づく適切な措置を確実に行うことにより、監督権限を公正かつ斉一的に行使し、重大悪質な事案については司法処分に付する。 ・働き方・休み方改善コンサルタントの活用等により長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図る。	

労働基準	8	**【最低賃金制度の適切な運営等】** ・地域の経済動向及び実情を踏まえつつ、東京都最低賃金の10月発効を目指し、東京地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。 ・改正された最低賃金額について、区市町村及び労使団体等を通じ周知を図る。 ・中小企業相談支援事業について、中小企業等への周知を積極的に行う。	・区市町村広報誌・ホームページへの掲載率90％以上
	9	**【第12次労働災害防止計画の推進】** ・第12次東京労働局労働災害防止計画の2年度目（2nd Stage）として、全災害の約60％を占める第三次産業や災害が増加傾向にある建設業における労働災害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策及びアスベストによる健康障害防止対策を最重点課題として、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとした官民一体となった取組を推進する。	・平成26年の死亡災害は70人、休業4日以上の死傷災害は9,069人を下回る
	10	**【労災認定の迅速･的確な実施】** ・精神障害、脳心臓疾患、石綿による疾病及び胆管がん等に係る労災請求事案について迅速・的確な認定を行う。 ・労災請求書の受付後の事案管理を適切に行い、受付後6か月を経過する事案について、毎月の件数が前年度件数（39件）を下回るようにする。	・受付後6か月を経過する事案を前年度件数（39件）以下とする
雇用均等	11	**【雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援対策、パートタイム労働対策の推進】** ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策を推進するため、改正男女雇用機会均等法施行規則等を含む男女雇用機会均等法令の周知及び履行確保、局長自らによるポジティブ・アクションの取組促進等の働きかけ（女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦）等を行う。 ・仕事と家庭を両立しやすい環境の整備を進めるため、①改正次世代育成支援対策推進法の内容の積極的な周知啓発及び現行の次世代法に基づく取組の促進（平成26年度末で終期を迎える企業の新計画の策定・届出等の働きかけ及びくるみん取得企業数の政府目標達成に向けた働きかけ）、②育児・介護休業法の周知及び履行確保を行う。 ・パートタイム労働対策の推進のため、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡・均等待遇の確保、通常の労働者への転換の推進等を図るとともに、改正パートタイム労働法の内容の積極的な周知啓発等を行う。	・法に基づく指導の是正割合90％以上
労働保険徴収	12	**【労働保険料等の収納率の維持･向上】** ・労働保険料等の適正徴収に当たり、事業主等に対する労働保険制度の周知・指導を図る。また、外部委託事業やシステムを活用し効率的な適用徴収業務を実施する。 ・労働保険加入促進業務について、受託団体と連携し加入促進活動の強化を図る。 ・すべての未納事業主等に対して納付督促を行う。また、高額又は長期間滞納事業主等（重点事業主）については、計画的な納付督励後なお未納の場合は差押え等の強制措置を実施する。	・収納率：平成25年度以上
総務	13	**【労働行政の周知･広報】** ・労働局・署所の取組や果たしている役割等について、新聞、雑誌、業界紙、インターネットニュース等マスコミに取り上げられ、労働行政が広く認識されるよう、積極的な広報活動に取り組む。 ・大学等と連携し、大学等における労働法制の普及等に関するセミナーや講義を実施する。	・新聞等に取り上げられる回数：年間120回 ・セミナー・講義実施回数：平成25年度以上
	14	**【労働局の適切な運営の確保】** ・精神疾患の新規発症者数が前年度未満となるよう取り組む。 ・労働行政の信頼を損なわないよう、個人情報の漏えい及び官用車事故の件数を前年度より減少するよう取り組む。 ・会計処理の適正な執行及び公共調達の適正化により、経費の削減等を図る。 ・平成26年度の電力消費量について、照明の合理化、適切な空調の温度設定等により抑制を図る。	・精神疾患の新規発症者数：前年度人数未満 ・個人情報の漏えい及び官用車事故の件数：前年度件数以下 ・障害者就労施設等からの物品調達：前年度実績を上回る ・平成26年度電力消費量：平成22年度比10.7％減

1．マッチング機能の更なる充実・強化

(1)平成26年度上半期における職業紹介業務取扱状況

〇就職件数は、76,673件（達成率：100.5%）
〇充足数は、102,675件（達成率：101.9%）

(2)求人者サービスの充実・強化

求人者ニーズの的確な把握、求人内容の適法性・正確性の確認や仕事内容についての記載の充実による分かりやすい求人票の作成、求職者の応募先の選定に役立つ事業所画像情報の収集、求人の内容に応じた都内ハローワークや他県ハローワークとの連携等、求人充足に向けた取組を実施。

加えて、早期の充足が見込まれる求人については、求人公開前までに対象となる求職者を予め選定し、求人公開後速やかに職業紹介に結び付けるなど、早期マッチングをより意識した取組を実施。

また、より充足を意識し、求職者ニーズの高い職種等を確保するための計画的・戦略的な求人開拓を実施するとともに、一定期間経過時点で未充足となっている求人に対して求人条件の緩和を積極的に働きかけるなど、求人の充足につなげていく取組を実施。

(3)求職者サービスの充実・強化

求職者ニーズの的確な把握や、求人情報提供端末の利用者に対する積極的な声掛けによる窓口への誘導・職業相談を実施。

また、求人部門で充足対策を意識し選定した求人や、職業相談部門のから見て選定した求人などを活用して、職業相談窓口で積極的に提案し職業紹介を行うなど、積極的・能動的なマッチングを推進。

若年者及び雇用保険受給者については、早期就職に向け重点的に取組むべき対象とし、担当者制での個別支援等を実施。

(4)人材不足分野における雇用管理改善に係る啓発運動の実施

平成26年7月7日（月）・10日（木）の両日、全国に先駆け、東京労働局長等が都内主要経済団体5団体に対して、雇用管理改善を直接要請するとともに、「介護・保育・看護・建設」などの人材不足分野における「魅力ある職場づくり」キャンペーン（7月～9月）」を実施(9頁のとおり)。

下半期に向けた取組

・年度目標の確実な達成

就職件数、充足数の年度目標の確実な達成に向け、積極的・能動的マッチングをはじめとする各種取組を着実に実施する。

・広域的な連携

求人の充足に向けて、都内17ハローワークの連携はもとより、他県ハローワークも含めた連携を推進する。

・雇用保険受給者等に対する早期再就職に向けた支援の徹底・強化

雇用保険受給者等に対し、受給資格決定時や初回認定時等の早い段階から求人票の提案を行う等、早期再就職に向けた支援を徹底、強化する。

平成26年度上半期　職業紹介業務取扱状況

	目標	実績	達成率	前年実績	前年比
新規求職	290,190	288,229	99.3%	302,838	▲4.8%
紹介件数	789,198	702,006	89.0%	815,560	▲13.9%
就職件数	76,267	76,673	100.5%	76,788	▲0.1%
就 職 率	26.3%	26.6%	0.3P	25.4%	1.2P
新規求人	668,530	686,367	102.7%	632,003	8.6%
充 足 数	100,718	102,675	101.9%	103,499	▲0.8%
充 足 率	15.1%	15.0%	▲0.1P	16.4%	▲1.4P

有効求人倍率の推移（各年度上半期）

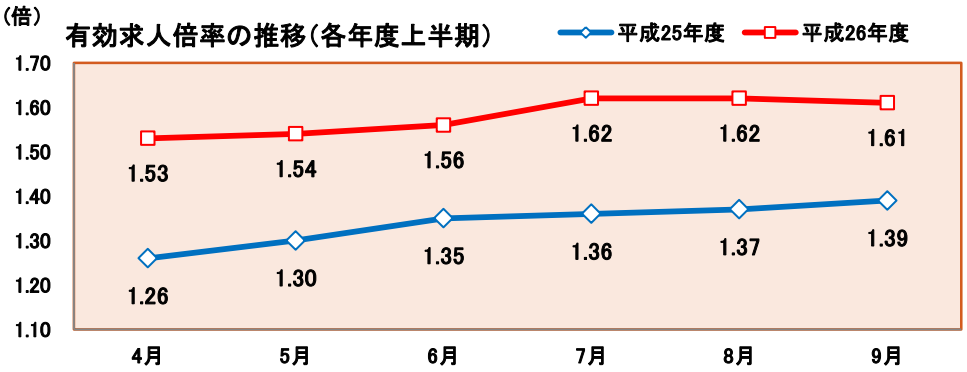

平成26年度上半期　雇用保険受給者取扱状況

	平成26年度	平成25年度	前年同期比
受給資格決定件数	80,503	86,988	▲7.5%
受給実人員（月平均）	44,558	51,380	▲13.3%
再就職手当支給決定件数	18,943	19,231	▲1.5%
就職決定件数	18,524	18,757	▲1.2%
.個別延長給付決定件数	8,925	11,398	▲21.7%
.早期再就職割合(8月現在)	29.2%	26.6%	2.6P

2. 若者・子育て女性等に対する就職支援

(1)若年者に対する就職支援

フリーターをはじめとする若年者について、都内わかものハローワーク(渋谷・新宿・日暮里)及び各ハローワークの若者支援窓口において、抱える課題に的確に対応したきめ細かい支援を実施

(※日暮里わかものハローワークは26年9月設置)

＜平成26年上半期の取組状況＞

① フリーター等の就職状況(*数値は常用(フルタイム)で集計)

目標件数	実績	進捗率
36,256	18,164	50.1%

② 都内わかものハローワークでの就職支援(3施設合計)

新規求職者	紹介数	紹介就職数
8,964	21,881	1,748

※ ジョブクラブ(就活応援塾)の開催状況と就職者数(渋谷、新宿)

開催回数	修了者数	就職者数
15回	216名	106名

下半期に向けた取組

○フリーター等に対する正規雇用化に向けた一貫した支援を引き続き実施する(『正社員実現加速プロジェクト』の取組を加速:10頁のとおり)。
○都内わかものハローワークにおいてはSNS(Facebook,LINE@)を活用した周知・広報を更に推進する。また、効果が上がっているジョブクラブ(就活応援塾)について、引き続きグループワークの手法を駆使しながら就職への意欲を喚起しつつ、支援を実施する。
○9月に設置した、日暮里わかものハローワークについて、周知・広報を強化し、併せて都内3施設の利用促進の強化を図る。

(2)子育て女性等に対する再就職支援の充実

マザーズハローワーク等における担当者制によるきめ細かい職業相談を行う中で、個々の求職者の置かれている状況に応じた就職実現プランを策定し、早期就職を目指した就職支援を実施

＜平成26年度上半期の取組状況＞

担当者制による支援対象者目標数	上半期実績	進捗率
5,600	2,843	50.8%

就職目標数	上半期実績	進捗率
4,903	2,603	53.1%

＜平成26年度上半期　マザーズセミナー実施状況＞

セミナー名称	実施回数	受講者数	託児利用者数
面接対策セミナー	3	40	13
応募書類対策セミナー	9	126	23
再就職準備セミナー	27	327	39
PC講習セミナー	14	167	78
ビジネスマナー&メイクアップセミナー	5	55	15
会社説明会(日暮里オープニング)	1	20	5

下半期に向けた取組

○9月1日に「足立所マザーズコーナー」を都内2箇所目の広域拠点である「マザーズハローワーク日暮里」に拡充。効果的な広報を実施し、利用者の拡大を図る。
○引き続き、求職者のニーズに合わせたきめ細かな職業相談の実施、託児付各種セミナー(PC・ビジネスマナー等)の実施、区市町村と連携した保育関連情報提供の充実等を図る。

（3）新規学卒者、未就職卒業者に対する就職支援

①新規学卒者向け求人の確保

都内事業主団体等に対する求人要請及びハローワークを挙げての求人開拓を実施。

②高校生に対する就職支援の実施

各ハローワークでは、管内の高校等と連携し、職業ガイダンス、職場見学、面接指導等の就職支援を実施。

③大卒者等に対する就職支援の強化

東京及び八王子新卒応援ハローワークを拠点とし、4ヶ所のサテライトにおいて、担当制による個別支援、大学との連携による支援、就職面接会の開催等による就職支援を実施。

④就職面接会の開催

新規学卒者等を対象とした就職面接会を開催。
26年度上半期については、高卒者等を対象に4回、大卒者等を対象に6回開催。

下半期に向けた取組

・新規学卒求人の求人確保
昨年よりも増加しているものの、更なる量的求人を確保するため、ハローワークでは挙所体制により取組む。

・未内定学生・生徒への就職支援
学校と連携し、早期に内定が得られるよう「ひとりにしない」「あきらめさせない」支援を行う。

・若者応援企業宣言事業の推進
若者応援企業宣言事業の周知を引き続き行うとともに、会社説明会、就職面接会等のイベントを積極的に開催し、充足対策を行う。

(高校生対象) 新規学卒者面接会等開催状況 (大学生等対象)

説明会	実施結果
7月11日 企業説明会in渋谷	台風のため中止
7月11日 企業説明会in青梅	台風のため中止
7月23～25日 企業説明会in新宿	参加企業数：75社 参加者：1,057人 面接数：2,446人
7月28日 企業説明会in立川	参加企業数：40社 参加者：312人 面接数：1,384人

面接会	実施結果
5月22～23日 5月就職面接会	参加企業数：50社 求人数：443人 参加者：396人
6月19～20日 6月就職面接会	参加企業数：50社 求人数：370人 参加者：169人
7月30日 第1回新規大卒者等合同就職面接会	参加企業数：167社 求人数：1,723人 参加者：936人
8月5～25日 若者応援企業限定 WEB説明会	参加企業数：20社 動画再生：3,176回
8月28～29日 8月就職面接会 （企業説明会）	参加企業数：10社 参加者：77人
9月8～9日 第2回新規大卒者等合同就職面接会	参加企業数：90社 求人数：774人 参加者：673人

下半期の予定

面接会
10月3日（渋谷区商工会館） 就職面接会in渋谷
10月6日（青梅市総合体育館） 就職面接会in青梅
10月10日（東京芸術センター天空劇場） 合同就職面接会（足立・王子・墨田・木場）
10月21～23日（東京新卒応援ハローワーク） 第1回就職面接会in新宿
10月30日（ハローワーク立川） 第1回就職面接会in立川
11月20～21日（東京新卒応援ハローワーク） 高校生合同就職フェア（飯田橋・品川・新宿・渋谷・池袋）
2月12～13日（東京新卒応援ハローワーク） 第2回就職面接会

下半期の予定

面接会
10月30～31日 10月就職面接会
11月19日（新宿NSビル） 第3回新規大卒者等合同就職面接会
12月11～12日 12月就職面接会
2月4日（新宿NSビル） 第4回新規大卒者等合同就職面接会
3月 若者応援企業就職面接会

3. 高年齢者雇用対策の推進

（1）高年齢者雇用確保措置状況【平成26年6月1日現在】

確保措置実施企業割合は98．9%（前年比6．8P増加）

（2）希望者全員が65歳まで働ける企業等の普及促進

希望者全員が65歳まで働ける企業の割合は65．2%（同6．9P増加）

（3）高年齢者の就職状況（4月～9月）

高年齢者職業紹介状況（60歳以上）

＊新規求職者　46,410（前年同期比2.0%減少）
＊紹介件数　82,729（同9.0%減少）
＊就職件数　12,701（同3.1%増加）

下半期に向けた取組

・未実施企業（271社）に対する個別指導援助の徹底による高年齢者確保措置の完全定着
・希望者全員が65歳以上まで働ける企業の拡大
・担当者制等によるきめ細やかな就職支援（高年齢者就労総合支援事業、シニアワークプログラム地域事業の効果的な活用等）

4. 障害者雇用対策の推進

（1）障害者雇用状況

①民間企業における実雇用率は1．77%（前年比0．05P増加）
②法定雇用率達成企業割合30．3%（同1．9P増加）

（2）障害者の雇用機会の拡大（4月～9月）

①障害者職業紹介状況
＊新規求職者　9，745（前年同期比1．6%増加）
＊就職件数　3，512（同3．1%増加）

②ハローワークを中心とした「チーム支援」を活用した雇用機会の拡大
＊対象者数　3，917（同11．1%増加）
＊就職件数　1，710（同4．6%増加）

下半期に向けた取組

・企業の雇用課題に対応した提案援助型の企業指導
・中小企業への支援等の強化や地域の就労支援の更なる強化
・障害者の取り込みとマッチング支援の強化

確保措置実施企業割合の推移（31人以上企業）

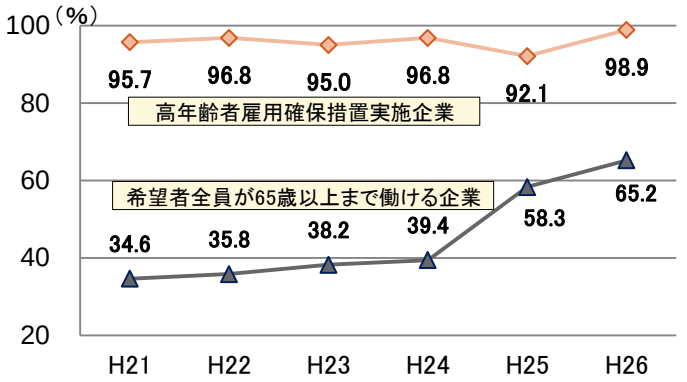

雇用確保措置の内訳

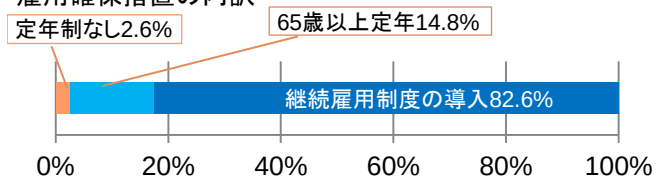

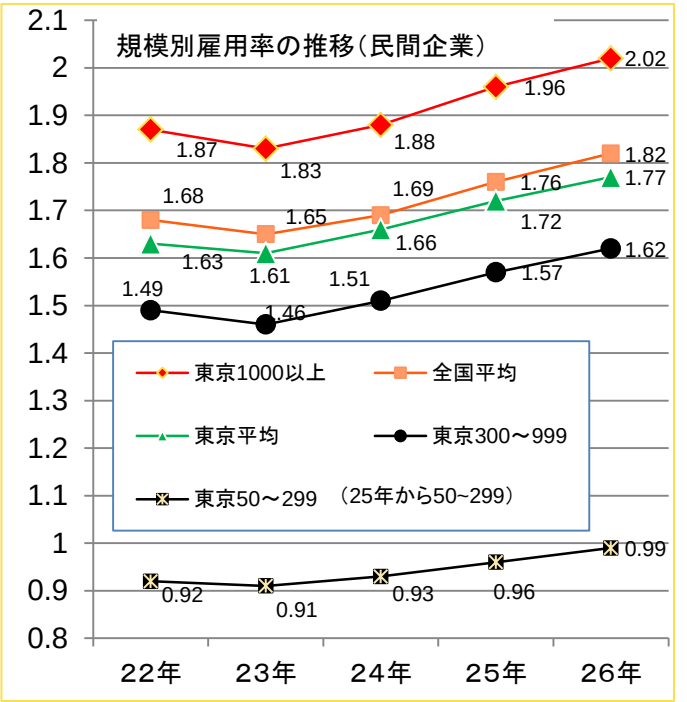

5. 職業訓練の活用による支援

(1)職業訓練の受講機会の確保と積極的な就職支援

職業相談の過程で、これまで専門的な知識・技能を習得する機会が十分得られなかった者や未経験の職種への就職を希望する者など、職業訓練によって就職の可能性が高まる者を適切に職業訓練に誘導し、訓練受講者に対しては、訓練中から修了後まで個別担当制を活用した提案型職業紹介を徹底する取組みを行っている。

なお、公共職業訓練(施設内訓練)については、訓練に関する知識を付与するために、東京都及び訓練施設と連携し、職業相談窓口職員等の施設見学会を実施してる。

・訓練施設見学会(職員研修)の実施(年12回実施　225名参加)
・若年者向け訓練に係る施設見学会(9月2回実施　34名参加)

(2)ジョブ・カードを活用した就職支援

職業相談窓口において、ジョブ・カードを就職支援ツールとして活用し、きめ細かい職業相談が行えるよう登録キャリアコンサルタントを養成している。

下半期に向けた取組

・ハローワークと公共職業訓練(施設内訓練)実施機関と就職状況の共有化を図り、訓練修了者の未就職者を確実に把握し、早期就職支援を実施する。
・高齢者向け訓練に係る施設見学会(11月予定)
・若年者向け訓練に係る施設見学会(12月予定)
・若年者向け1日体験入校(12月予定)
・ジョブ・カード講習(12月　5回予定)
・登録キャリア・コンサルタント証の更新講習(1月予定)

平成25年度の就職率

■公共職業訓練	施設内訓練	62．9%　(目標80%)
	委託訓練	56．1%　(目標70%)
■求職者支援訓練	基礎コース	78．1%　(目標55%)
	実践コース	87．0%　(目標60%)

※上記の就職率は、平成25年度中に開始した訓練の10月21日現在の公表値のため確定値ではない。
※施設内訓練は、一部民間訓練実施機関を含む。

平成26年度の訓練上限数(計画数)

■公共職業訓練(実施主体:東京都)　15，737人
　施設内訓練(一部民間委託)　6，180人
　委託訓練(民間委託)　9，557人
■求職者支援訓練(実施主体:労働局)　12，100人

公的職業訓練における受講申込状況

	公共職業訓練	求職者支援訓練	合　計
平成25年度	16,476	10,779	27,255
平成26年度(4月～9月)	9,334	4,217	13,551

ジョブ・カード交付状況

【ジョブ・カード講習】(受講後、登録キャリア・コンサルタントとなる)
平成25年度10回(285名)、平成26年度(10月末現在)7回(160名)実施し、職業相談窓口における交付体制の整備を進めている。

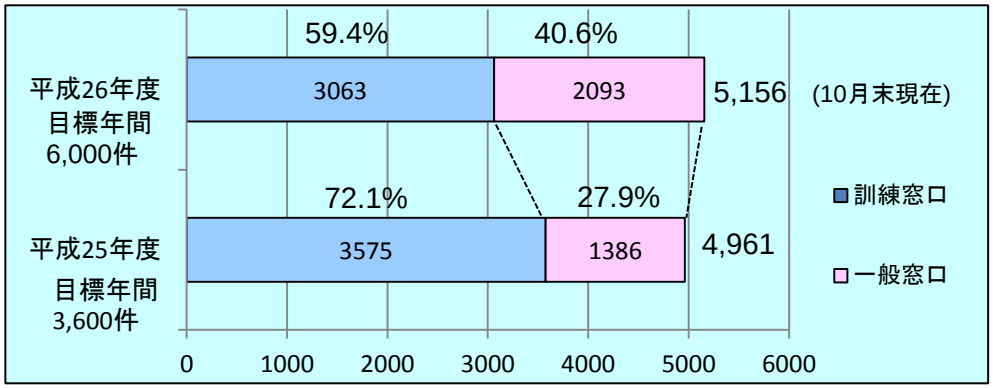

「介護・保育・看護・建設」などの人材不足分野における「魅力ある職場づくり」キャンペーン

東京労働局における取組内容

平成２６年７月７日（月）、１０日（木）の両日、全国に先駆け、東京労働局長等が都内主要経済団体５団体に対して雇用管理改善を直接要請するとともに、「介護・保育・看護・建設」などの人材不足分野における「魅力ある職場づくりキャンペーン（～９月末まで）」を実施

【５団体】　東京都経営者協会・東京商工会議所・東京都中小企業団体中央会・東京都商工会連合会・八王子商工会議所

「介護・保育」関係取組内容

◆当初、１１月開催予定であった都内の介護関係団体が一堂に会する介護労働安定センター東京支部主催の「介護労働懇談会」を、当局の働きかけにより前倒しして開催し、キャンペーンの周知・啓発を実施

９月４日（木）開催　介護関係団体・介護事業主・労働組合・行政機関等　１１０名参加

◆「東京都福祉保健局」「東京都保育人材・保育所支援センター」との連携による「魅力ある職場づくりキャンペーン　保育事業者セミナー」を開催し、キャンペーンの周知・啓発を実施

９月３０日（火）プレス発表

１０月２１日（火）立川会場　３１事業所３３名参加

１０月２４日（金）新宿会場　７０事業所７４名参加

◆キャンペーン期間中、各ハローワークにおいて、

・地域の関係団体及び個別事業主等に対する、所長等の訪問によるキャンペーンの周知・啓発、好事例の収集

・介護労働安定センター東京支部職員との同行による訪問相談援助

・積極的な面接会・セミナーの開催

等を実施

「建設」関係取組内容

◆企業に対する情報発信

「建設労働者の雇用を考えるセミナー」を新宿労働総合庁舎にて建設事業主を集めて平成26年９月８日（月）に開催（ハローワーク新宿主催）　※８１社参加

◆「魅力発信ブース」の設置

都内３か所の「わかものハローワーク（渋谷・新宿・日暮里）」及びハローワーク飯田橋に建設業のイメージアップを狙った情報発信ブースを設置（９／１～）

◆「建設現場見学会」の開催

若年求職者の他、学生、学校関係者、保護者等様々な関係者に対して建設現場の見学会を開催（平成２６年１０月２８日（火）に都市高速鉄道９号線第３工区への見学会を開催）

◆建設業界団体への周知啓発

助成金事務センターにおいて９月２５・２６日に中小企業を対象とした建設業界団体及び事業主を対象に関係助成金制度の説明会を開催。さらに建設業界団体に対してキャンペーンの周知及び助成金制度について個別訪問による周知案内を実施。

◆「若者応援企業宣言」企業へのアプローチ

「若者応援企業宣言」を行っている建設業事業主に対して、積極的な情報の提供を求め、わかものハローワークに設置する魅力発信ブースにおいてＰＲ（就職支援コーディネーター（建設分野支援分）の活用）。また会社説明会をセットにした就職面接会をわかものハローワーク（渋谷・新宿）にて開催。

「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン」の実施

○ 「正社員実現加速ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」の取組を加速するため、本年12月から年度末までの４カ月間を**「正社員化集中支援ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ」期間**とし、局・ﾊﾛｰﾜｰｸが総力を挙げて、正社員就職に向けたﾊﾟｯｹｰｼﾞ支援を展開

ハローワークによる正社員就職の実現

- **正社員求人の確保**（20万人以上の求人確保）
- **わかものハローワーク・新卒応援ハローワークを中心に、若者・新卒者の正社員就職に向けた就職支援**
  - 若者応援企業限定面接会の開催などによる、就職支援の強化
  - 未内定生徒・学生に対する集中支援の実施
- **人手不足分野における人材確保の強化**
- **雇用保険受給者や職業訓練受講者への就職支援**

このほか、子育て中の女性や高齢者、障害者に対しては、個々の状況に応じたきめ細やかな就職支援を引き続き実施

➡ 今年度、68,400人の正社員就職の実現へ！

正社員実現に取り組む事業主への支援

- **正社員転換等を行う事業主に助成金支給**
  - **① キャリアアップ助成金**
    非正規雇用労働者の正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに取り組む事業主を助成
  - **② トライアル雇用奨励金**
    フリーター等を常用雇用に向けて試行雇用する事業主を助成
  - **③ キャリア形成促進助成金**
    自社社員に対する訓練等の能力開発を実施した事業主を助成
- **若者応援企業宣言事業の推進**
  企業の魅力を発信する機会を増やし、若者等の人材確保を後押し

「魅力ある職場づくり」の推進

- **各事業主等に対して正社員採用等を働きかけるなど、「魅力ある職場づくり」に向けた取組を引き続き推進**
  7～9月に実施した「魅力ある職場づくりｷｬﾝﾍﾟｰﾝ」の取組を継続し、企業の「働きがい・働きやすさ」といった魅力の発信と向上への助言・援助を実施
  ※ 本年7月東京労働局長等が主要経済団体に直接要請したほか、各種事業主セミナー等を開催し、正社員就職の機運を醸成

～「東京労働局・正社員化集中支援キャンペーン」の展開～

『正社員実現加速プロジェクト』の取組を加速

※ 多様な産業や人材が集積しており「日本の機関車」の役割を果たしている東京の活力が日本全体の発展に更に利活用されるよう、本プロジェクトの取組を年度末に向けて強化

2つの専門ハローワークを「日暮里」に同時オープン

○若者の就職支援や女性の活躍促進の取組を強化するため平成26年9月1日（月）に城東地区（都内東部）初となる**「わかものハローワーク」と「マザーズハローワーク」**の二つの専門施設を日暮里駅前にオープン。
○二つの専門施設が一体となったハローワークは、都内初。

開所式の様子

西岸東京労働局長

西川荒川区長

NHK取材

オープニングイベント
就職面接会

オープンチラシ

オープニングイベント企業説明会

チャイルドコーナー　託児ルーム

労働者派遣事業、職業紹介事業の指導監督について

需給調整事業部

1　許可・届出の状況（東京局管内）

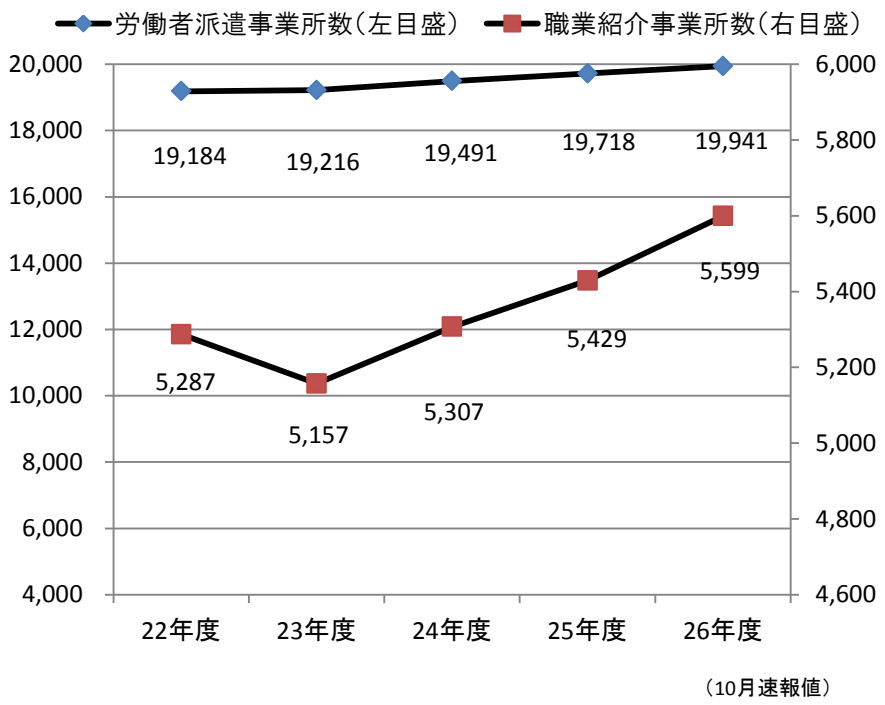

（10月速報値）

2　法制度の周知、的確・厳正な指導監督の実施

【集団指導】（平成26年4月～10月実績）

対　　象	開催回数	出席人員
派遣元事業主	42	1,795
派遣先事業主	7	488
職業紹介事業主	28	1,012
労働者	3	50
その他（関係団体等）	9	593
計	89	3,938

【個別指導監督】

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	26年4～10月実績	対前年同期比	26年4～10月実績	対前年同期比
実施事業所数	1114	▲2.8%	358	53.0%
是正指導率	73.1%	18.2P	26.8%	▲15.1P

【今年度の行政処分】

1　平成26年4月7日
東京労働局に対し不正な報告をした、事業改善命令中の事業主に事業停止命令

昨年、車両運行管理等の業務に関し、いわゆる偽装請負を繰り返したことから、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業改善命令を受けた事業主が、適切な是正を行わず、東京労働局に対し不正な是正報告をした。

2　平成26年5月12日
日系外国人を中心に許可なく労働者派遣を行っていた事業主に1カ月間の事業停止命令

特定労働者派遣事業主であるのに、許可を受けずに常時雇用する労働者以外の労働者を派遣する一般労働者派遣事業を行っていた。

3　平成26年7月28日
システムエンジニアをIT企業に「多重派遣」した事業主に事業停止命令

IT企業とSEの派遣契約を締結した事業主が、自社のSEが不足していたため、出向・業務委託と称する契約により受け入れた他社のSEをIT企業に派遣していた。

4　平成26年8月25日
労働者派遣事業停止処分に違反した事業主をさらに2ヶ月間の事業停止命令

労働者派遣事業停止命令を受け、この間は新たな労働者派遣契約は締結できないにもかかわらず、地方自治体と労働者派遣契約を締結した。

5　平成26年9月29日
電気機器メーカーへ「二重派遣」した2社の事業主に1ヶ月間の事業停止命令

出向契約と称し受け入れた労働者を、さらに他の電気機器メーカーに派遣していた。

3　申告・相談への迅速・適切な対応

(1) 申告受理　17件　（平成26年4～10月実績、前年同期　26件）

(2)　苦情・相談の状況（平成26年4～10月実績）

①労働者派遣事業

	件数	対前年同期比
総　計	65,321	0.8%
派遣労働者	915	▲4.5%
派遣元事業主	61,026	1.3%
派遣先	1,635	▲21.1%
その他	1,745	16.9%

②職業紹介事業

	件数	対前年同期比
総　計	29,417	0.5%
求職者	72	44.0%
求人者	114	▲25.5%
職業紹介事業者	28,961	1.0%
その他	270	▲32.7%

労働者からの苦情・相談の内訳

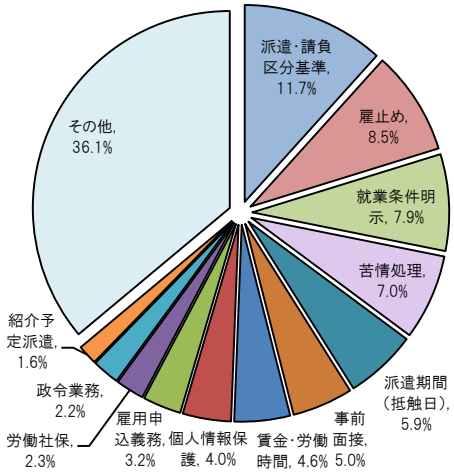

労働者からの苦情・相談の内訳

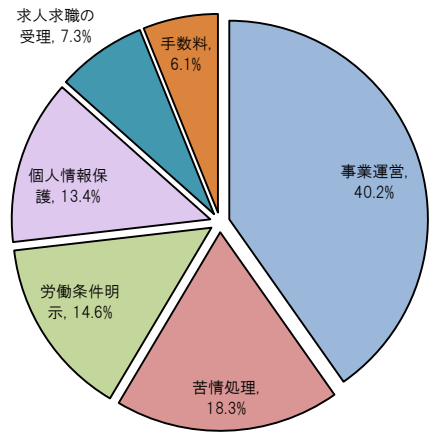

労働基準分野における重点対策（上半期の状況）

1　長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

・東京の労働者1人平均年間総実労働時間 ：1,802時間（ 平成25年、前年1,829時間）
　週労働時間が60時間以上の雇用者の割合 ： 9%（ 平成26年8月末現在）
・脳・心臓疾患、精神障害の労災請求事案の多くに長時間労働の存在
○ 36協定受理時の窓口指導、自主点検、過労死等発生事業場監督、長時間労働情報監督の実施
○ 平成26年11月1日　無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」の実施
○ 平成26年11月 「過重労働解消キャンペーン」として重点監督、無料電話相談、労使団体等に対する要請を実施

2　経営環境の変化等に対応した法定労働条件の確保等

・申告、未払賃金の立替払は減少　　申告受理件数 ： 2,365件（平成26年4月～同年9月、前年度同期比 9.8%減）
　　未払賃金立替払認定申請件数<企業数> ： 150件（平成26年4月～同年9月、前年度同期比 7.41%減）
・労働条件に関する労働基準情報メールなどは急増　　： 1,799件（平成26年4月～同年9月、前年度同期比 9.8%増）
○ 賃金不払、解雇などの問題への優先的な監督指導の実施、賃金不払残業等情報監督の実施

3　労働者の安全と健康確保

・死亡災害 ： 56人（平成26年11月18日現在、前年同期38人、47.4%増）
・休業4日以上の死傷災害 ： 6,874人（平成26年10月末現在、前年同期6,830人、0.6%増）
○「第12次東京労働局労働災害防止計画」（2nd Stage）の推進
Safe Work TOKYO のキャッチフレーズ、ロゴを用いた官民一体の取組の推進（平成25年8月から南関東4労働局に拡大）
重点対象 ： 第3次産業（小売業、飲食店、社会福祉施設、ビルメンテナンス業）、陸上貨物運送事業、建設業
飲食店本社等に対する自主点検、リーフレット送付、集団指導（保健所との連携）の実施等
第3次産業重点業種本社への個別指導の実施、小規模店舗密集型施設（小売業・飲食店）説明会・個別指導の実施
陸運事業者・荷主等への荷役ガイドラインの実施要請。陸運行政と連携した陸運事業者・荷主等への集団指導の実施
建設業専門工事業関係団体との連絡会議の実施、建設業解体業者への要請の実施、中小建設一斉監督の実施
「年末・年始 Safe Work 推進強調月間」（平成26年12月1日～平成27年1月15日）の実施
○ メンタルヘルス対策
監督・個別指導、産業保健総合支援センターの利用勧奨、産業保健フォーラム（平成26年10月29日）の開催

平成26年死亡災害発生状況(対前年比較)

平成26年11月18日　現在

現在	56人
前年同期	38人

平成26年死亡災害発生状況（11月18日　現在）

業種別

東京労働局　労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	その他（一次産業）	全産業合計
本年発生分	3	34	12	20	1	2	7	6	0	2	2	2	0	0	5	4	1	0	1	2	56
前年同期	3	21	3	14	1	4	0	0	1	1	1	1	1	0	5	0	5	0	2	0	38
増減数	0	13	9	6	0	-2	7	6	-1	1	1	1	-1	0	0	4	-4	0	-1	2	18

（注）　上段は本年11月18日　現在(速報値)
　　下段は前年同期（速報値）

平成26年死傷災害発生状況（10月末日　現在）

業種別

東京労働局　労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	運輸交通業	道路貨物運送業	貨物取扱業	商業	卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	その他（一次産業）	全産業合計
本年発生分	507	1,111	179	786	90	146	1,184	598	75	1,124	1,000	568	621	495	592	384	1,050	84	151	42	6,874
前年同期	512	1,100	170	796	90	134	1,201	690	96	1,073	968	527	603	455	614	437	1,049	75	169	55	6,830
増減率(%)	-1.0	1.0	5.3	-1.3	0.0	9.0	-1.4	-13.3	-21.9	4.8	3.3	7.8	3.0	8.8	-3.6	-12.1	0.1	12.0	-10.7	-23.6	0.6

（注１）上段は本年10月末日　現在(速報値)
　　下段は前年同期（速報値）

（注２）データは労働者死傷病報告による死亡及び休業４日以上の災害。

1 脳・心臓疾患等（過労死等事案）の労災補償状況

（件）

年度区分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 4～9月
脳・心臓疾患	請求件数	東京	152	128	116	59
		全国	898	842	784	
	認定件数	東京	37	67	38	21
		全国	310	338	306	

注） 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
平成26年度の請求件数、認定件数は速報値

2 精神障害の労災補償状況

（件）

年度区分			平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 4～9月
精神障害	請求件数	東京	208	244	236	139
		全国	1272	1257	1409	
	認定件数	東京	42	90	80	50
		全国	325	475	436	
うち自殺（未遂を含む）	請求件数	東京	39	24	25	20
		全国	202	169	177	
	認定件数	東京	12	21	10	10
		全国	66	93	63	

注） 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
平成26年度の請求件数、認定件数は速報値

3 石綿関係疾病給付状況
（労災保険法に基づく石綿関係疾患の認定状況）

（件）

年度区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 4～9月
肺がん	請求件数	87	69	55	36
	認定件数	65	70	52	30
中皮腫	請求件数	61	56	53	36
	認定件数	62	61	51	20
石綿肺等	請求件数	18	37	28	13
	認定件数	7	35	32	11
計	請求件数合計	166	162	136	85
	認定件数合計	134	166	135	61

注） 石綿肺とは、「石綿肺」、「良性石綿胸水」、「びまん性胸膜肥厚」である。
認定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

東 京 都 の 最 低 賃 金

☑ 必ずチェック最低賃金！　使用者も、労働者も。

東京都内には、次のとおりの最低賃金が決められています。
最低賃金法により、使用者は、効力発生日以降この最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

東　京　労　働　局
労 働 基 準 監 督 署

	最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日	備　考
地域別	東 京 都	888	26.10.1	都内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。 ただし、下記審議中の特定（産業別）最低賃金について、地域別（東京都）最低賃金以上の金額が決定された場合は、その適用を受ける労働者には特定(産業別)最低賃金額以上を支払わなければなりません。
特定（産業別）最低賃金	鉄 鋼 業			審議中
	自動車･同附属品製造業、船舶製造･修理業,舶用機関製造業、航空機･同附属品製造業			
	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計･同部分品、眼鏡製造業			
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業			
	出 版 業			左記の特定（産業別）最低賃金は改正されず東京都最低賃金を下回っていることから、最低賃金法に基づき、より高いほうの最低賃金となる東京都最低賃金888円が適用されます。
	各種商品小売業			

雇用均等分野における重点施策の進捗状況(平成26年度10月末現在)

男女雇用機会均等法関係

相談者の属性別相談件数の推移

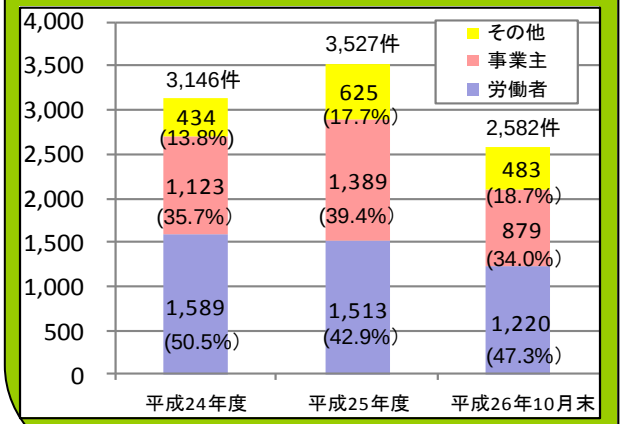

平成26年度10月末現在相談内容の内訳

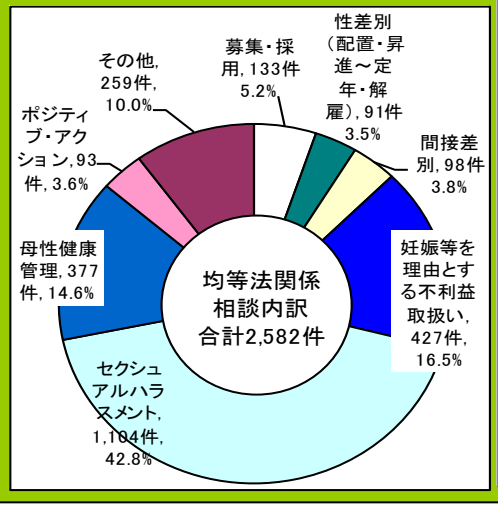

紛争解決援助申立件数の推移

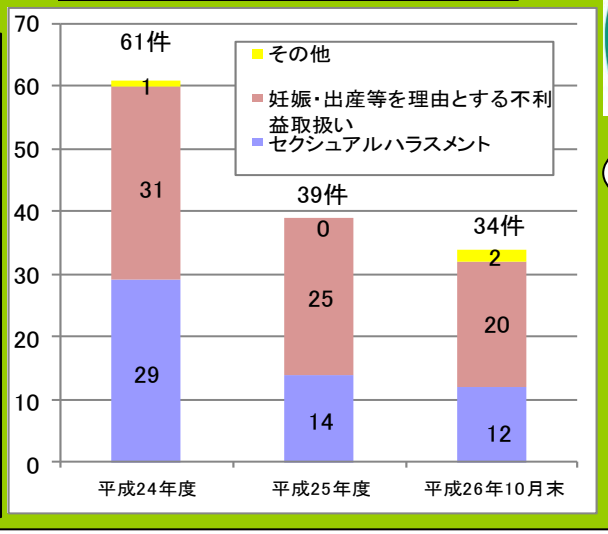

ポジティブ・アクション普及促進シンボルマーク きらら

26年度調停受理件数　4件

指導等件数の推移

25年度	655
26年度10月末現在	776

育児・介護休業法関係

相談者の属性別相談件数の推移

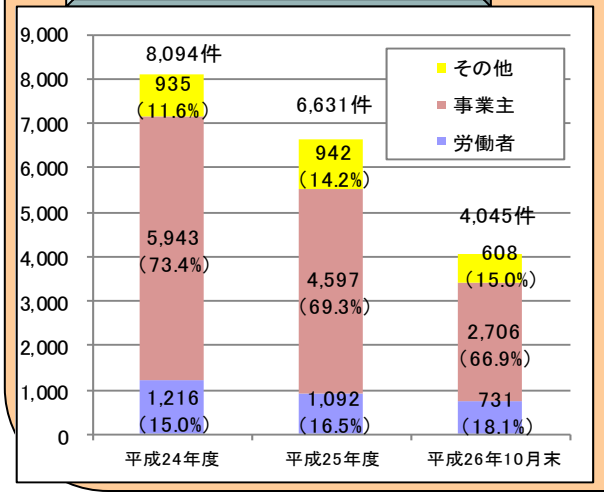

平成26年度10月末現在権利行使関係 労働者からの相談内容の内訳

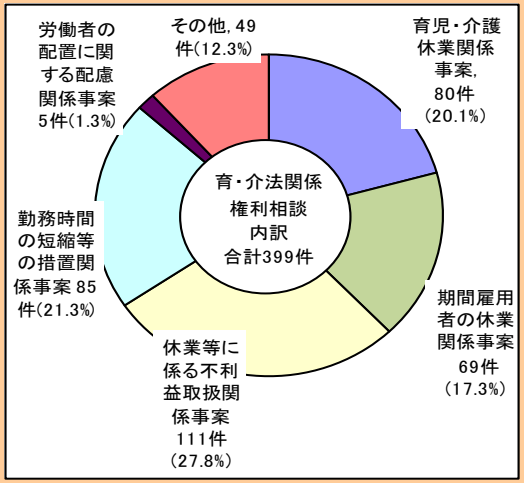

紛争解決援助申立件数の推移

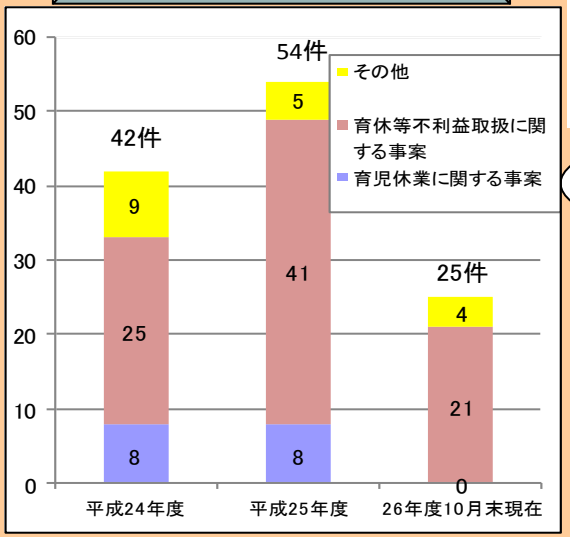

愛称：トモニン

「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進のためのシンボルマーク トモニン

26年度調停受理件数　1件

指導等件数の推移

25年度	611
26年度10月末現在	802

次世代育成支援対策推進法関係

一般事業主行動計画策定届 届出企業数の推移

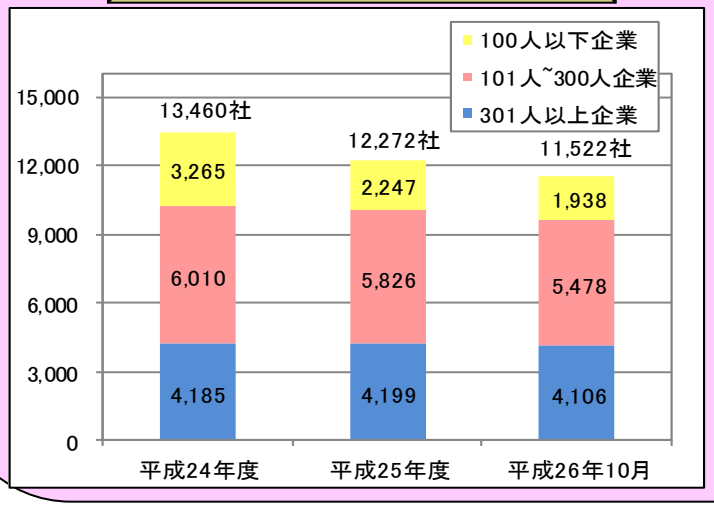

企業規模別認定企業数の推移

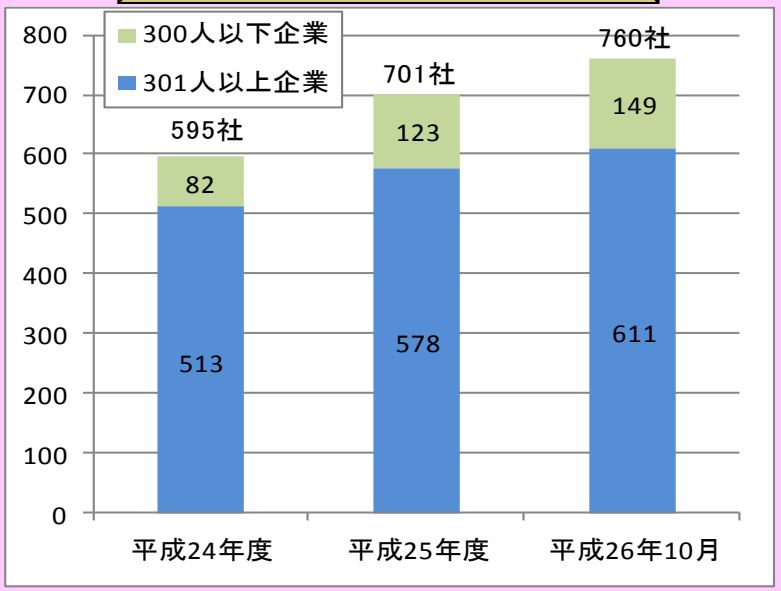

次世代認定マーク
くるみん

パートタイム労働法関係

平成26年度10月末現在の相談内容の内訳

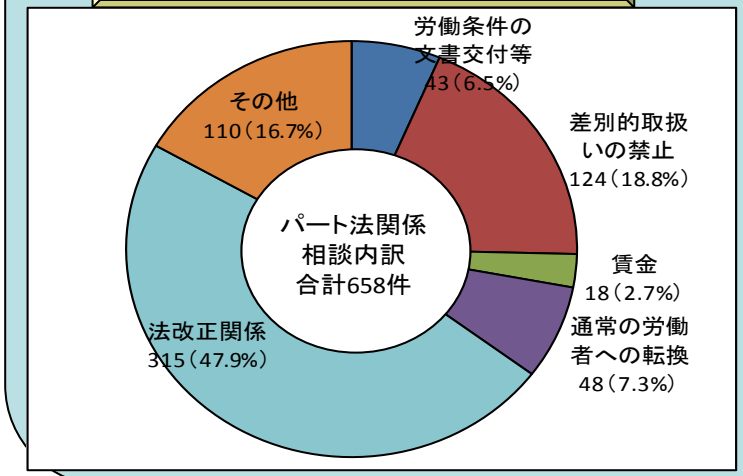

短時間正社員制度のイメージキャラクター「ハーモ」と「モニー」

平成26年度10月末現在
紛争解決援助件数
0件

指導等件数の推移

25年度	725
26年度10月末現在	372

組織目標達成状況

法に基づく指導の是正割合90%以上

◆男女雇用機会均等法:88.6%

◆育児・介護休業法:51.3%

◆パートタイム労働法:90.7%

平成26年9月末現在 平均 70.7%

平成26年度　労働保険適用徴収の分野における重点対策取組状況

●労働保険料等の適正徴収

最重要課題　収納率の維持・向上

適正な申告・納付の周知
労働保険制度に対する事業主の理解を促し、適正な申告納付を指導

年度更新業務の円滑な実施
外部委託の効率的な活用

実効ある滞納整理の実施
実効ある滞納整理計画の実施

効果的な算定基礎調査の実施
実効ある算定基礎調査計画の実施

口座振替制度の積極的な利用勧奨
事業主等へのあらゆる機会を捉えた周知

◎　労働保険料収納実績（事務組合含む。）

東京局	平成26年9月末	平成25年度	平成24年度
徴収決定額	8586億円(8315億円)	8356億円	8299億円
収納額	3500億円(3304億円)	8253億円	8186億円
収納率	40.77%（39.74%）	98.78%	98.63%
全国収納率平均	―	97.99%	97.73%
全国占有率	―	27.89%	27.67%

（カッコ内は平成25年9月末現在）

●労働保険の未手続事業一掃対策の推進

第4次労働保険未手続事業一掃対策2カ年計画（平成26年度～27年度）

労働局・署・所との連携を強化した加入勧奨
ブロック別地区協議会の開催
署・所・地区協議会の開催
署所合同会議の開催（署所長、担当課長等）

受託団体への的確な情報提供と連絡調整
一掃対策連絡協議会の開催（年3回）
実務者レベルの協議

◎　未手続事業一掃対策の実績

東京局	第4次2カ年計画（26～27年度）	第3次3カ年計画（23～25年度）	第2次3カ年計画（20～22年度）
成立目標件数	12518件	18158件	20174件
成立件数	―	22102件	20040件
達成率	―	121.7%	99%

●労働保険事務組合の指導等

労働保険事務組合の指導

事務組合制度の信頼性の確保
個別指導や研修会等による集団指導
算定基礎調査・納付督励指導
監察官による監査との連携

特別加入制度の推進
事業主や一人親方等への周知・広報
事務組合等に対する特別加入制度の適正な運営を図るための指導

労働保険事務組合報奨金の区分経理の推進
報奨金の適切な支出の推進

◎　労働保険料収納実績
（事務組合委託分・全体の内数）

東京局	平成26年9月末	平成25年度	平成24年度
徴収決定額	692億円(686億円)	685億円	694億円
収納額	238億円(232億円)	678億円	686億円
収納率	34.51%(33.79%)	98.99%	98.89%

（カッコ内は平成25年9月末現在）

平成26年度上半期の個別労働紛争解決制度運用状況

平成26年9月30日現在

1　東京労働局における個別労働紛争解決制度の処理体制

総合労働相談コーナー	総合労働相談員	うちあっせん事務局担当	紛争調整委員会（あっせん委員）	労働紛争調整官
20カ所（庁外コーナー1カ所を含む）	90人	8人	36人	6人

2　労働相談件数〔（　）内は平成24年度を100とした割合）3、5、6も同様〕

平成24年度（4～9月）	平成25年度（4～9月）	平成26年度（4～9月）
57,730件（100%）	57,206件（99.1%）	59,417件（102.9%）

相談件数のうち、事業主の相談は18,932件（31.9%）であり、男女別では、男性33,659件（56.6%）、女性25,737件（43.3%）である。

3　個別労働関係紛争に係る相談件数（左記2の内数）

平成24年度（4～9月）	平成25年度（4～9月）	平成26年度（4～9月）
13,260件（100%）	13,901件（104.8%）	13,887件（104.7%）

相談件数のうち、事業主からの相談は1,301件（9.4%）であり、男女別では、男性6,918件（49.8%）、女性6,908件（49.7%）である。

4　個別労働関係紛争に係る相談内容の内訳

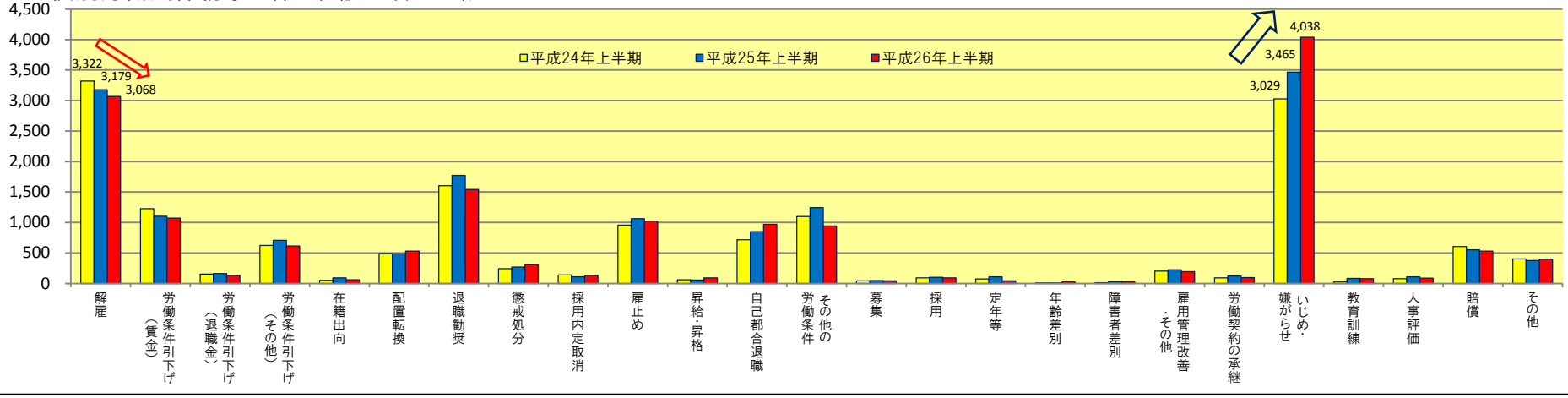

5　労働局長の助言・指導の運用状況

平成24年度（4～9月）	平成25年度（4～9月）	平成26年度（4～9月）
314件（100%）	314件（100%）	283件（90.1%）

26年度の283件中、手続を終了した270件のうち処理期間が1カ月以内のものは241件（89.3%）であり、あっせんに移行した事案は35件（13.0%）である。

6　紛争調整委員会によるあっせんの運用状況

平成24年度（4～9月）	平成25年度（4～9月）	平成26年度（4～9月）
746件（100%）	607件（81.4%）	573件（76.8%）

26年度の573件中、手続きを終了した471件のうち、合意成立件数は198件（42.0%）である。処理期間は、2か月以内のものが443件（94.1%）である。

資料№2

《職業安定部別冊》

〇ハローワークと基礎自治体との連携
による業務展開について・・・・・・・・・・・・・1頁

〇雇用保険関係の法改正及び電子申請事務センター
の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁

〇ハローワーク求人情報のオンライン提供について・・・・・・・3頁

〇日本再興戦略（ハローワークのマッチング機能
の強化について）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4頁

第7期第3回東京地方労働審議会

ハローワークと基礎自治体との連携による業務展開(概要図)

ハローワークと基礎自治体が地域雇用問題連絡会議を通じ、それぞれの強みを発揮して、一体となった雇用対策を進めることで、地域住民サービスの更なる強化を図る。

地域雇用問題連絡会議の開催

ハローワーク(17所) ⇔(連携事業の協議) 基礎自治体(区市町村)

- 地域のニーズ・特性に応じ、国の労働政策の活用や地域の雇用就業施策との連携強化、共同事業の企画・運営等を協議
- 構成員
  - ・基礎自治体:首長以下、幹部職員
  - ・ハローワーク:所長以下、幹部職員
  - ・労働局:局長以下、幹部職員
  - ・労働基準監督署
  - ・商工会議所他地域の経済団体、関係機関など
- 26.10.31現在、17区24市1町と29回開催

一体的実施事業の展開

- 基礎自治体の庁舎等に常設窓口を設置
- 完全予約制・担当者制で国の職員が対応
- 生活保護受給者、若年者等に対して、基礎自治体の雇用支援事業や福祉から就労までの一体的支援等を展開

【生活保護受給者等対応型】
新宿区　中野区　墨田区　葛飾区
大田区　足立区　練馬区　荒川区
江戸川区　江東区　世田谷区
豊島区　八王子市　調布市
(26.10.31現在12区2市で実施、本年度末までに3区2市で実施予定)

【一般対応型】
品川区　杉並区　江戸川区
(26.10.31現在3区で実施)

ふるさとハローワーク

ハローワークの関連施設を設置している基礎自治体の求めに応じ、基礎自治体の庁舎等を活用し、職業相談・紹介を実施(5区10市町で実施)

目黒区　世田谷区　練馬区　北区
荒川区　日野市　東大和市　小平市　昭島市　あきる野市　瑞穂町
東久留米市　西東京市　清瀬市
多摩市

就職面接会等の共同開催(地域の経済団体とも連携)

- 就職面接会(若年者、高齢者、障害者)
- 福祉・保育のツアー型面接会
- 求職者向けセミナー
- 基礎自治体窓口への出張相談
- 基礎自治体からの事業所情報に基づく、求人開拓の実施
- 障害者の職業生活を含めた就職支援(チーム支援)

HW庁舎外窓口

求職者の利便性の高い地域(駅前等)にハローワークプラザとして設置

大田区　葛飾区　江戸川区　立川市
板橋区　足立区　八王子市　調布市

雇用保険関係の法改正及び電子申請事務センターの設置

教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設

【平成26年10月1日施行】

非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジし安定的に働くことができるよう、教育訓練給付（受講費用の２割を支給、給付上限10万円）を拡充し、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な職業能力の習得を支援する。

キャリアアップ・キャリアチェンジを希望する者（雇用保険加入の在職者・離職後１年以内の者）

↓

キャリア・コンサルティングの実施（目指す仕事と必要となる教育訓練の相談・助言）

↓

中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練（厚生労働大臣が指定）の実施
・資格取得（医療・福祉など専門職）のための訓練 ・企業等と連携した実践的なプログラム

↓

訓練修了・資格取得の上被保険者として就職

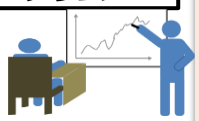

【要件】
- **被保険者期間２年**
  （２回目以降は10年以上の被保険者期間が必要）

【給付内容】
- **訓練費用の40%を支給**
- **45歳未満の若年離職者には、**
  基本手当の50%を訓練受講中に毎月支給
  教育訓練支援給付金は平成30年度までの暫定措置

【追加給付】
- **就職を条件として訓練費用の20%を追加支給（合計上限48万円／年）**

就業促進手当（再就職手当）の拡充⇒「就業促進定着手当」

【平成26年4月1日施行】

再就職時点での賃金低下が早期再就職を躊躇させる一因となっていると考えられることを踏まえ、早期再就職を更に促すため、再就職手当を拡充した。

基本手当受給者が安定した職業に就いた場合であって、所定給付日数の３分の１以上【又は３分の２以上】を残して再就職した場合に支給残日数の50%【又は60%】に基本手当日額を乗じた額の一時金を支給するもの。

↓

【対象者】※次のいずれにも該当する者
- **基本手当受給者で早期再就職した者**
- **離職前の賃金から再就職後の賃金が低下した者**
- **再就職後６月間定着した者**

【給付内容】
従来の再就職手当に加え、離職時賃金と再就職後賃金の差額の６月分を一時金として給付
（基本手当支給残日数の40%相当額を上限）

「東京労働局雇用保険電子申請事務センター」

【平成26年12月1日開設】

申請者

↓

e－Gov 電子政府 総合窓口

返戻 ←

→ 申請

雇用保険電子申請事務センター

■業務　雇用保険電子申請手続き全般（給付関係除く）
■指針　電子申請利用率5%以上、5日以内返戻（平成26年度）
■試行　平成26年12月1日～平成29年3月31日
～夜間・休日等、24時間受付、窓口移動時間、待ち時間の節約～

管轄ハローワーク

■電子申請取扱実績（平成25年度）
件数　224，487件（前年比77．4%）　利用率　5．2%（前年比2．2P）

東京労働局 ハローワーク求人情報のオンライン提供について

≪概要≫　日本再興戦略（平成25年6月14日、閣議決定）を受け、平成26年9月1日より、ハローワークの求人情報を職業紹介事業を行う地方自治体や民間職業紹介事業者に、オンラインにより提供するサービスを開始。

①方式別申請状況

方　式	申請受付期間	申請状況	提供開始日
求人情報提供端末方式	平成26年1月6日　～ 3月31日	4件	平成26年9月1日以降
データ提供方式	平成26年6月2日　～ 7月31日	104件	

②対象団体別申請状況

方式	対象団体	申請状況
求人情報提供端末方式	民間有料	4件
データ提供方式	地方自治体	11件
	学校等	6件
	民間無料	5件
	民間有料計	82件

③求人データ種類別申請状況

求人データ種類	申請状況
一般求人	57件
都道府県求人	41件
障害者求人	35件
大卒求人	45件

「日本再興戦略」改訂2014～未来への挑戦～（抜粋）
平成26年6月24日（閣議決定）

2-1.失業なき労働移動の実現／マッチング機能の強化／多様な働き方の実現

(3)新たに講ずべき具体的施策

ⅲ)外部労働市場の活性化による失業なき労働移動の実現

「企業外でも能力を高め、適職に異動できる社会」を構築するため、国、地方、民間を含めたオールジャパンで円滑な労働移動を実現するための取組を抜本的に強化する。このため、以下のとおり施策を充実させる。

④官民協働による外部労働市場のマッチング機能の強化

ハローワークの機能強化のため、各所ごとのパフォーマンスの比較・公表、意欲をもって取り組む職員が評価される仕組みの構築について、今年度中に具体的な方策の検討を行い、2015年度から実施する。（中略）さらに、ハローワークと地方自治体との連携強化が全国的に進展するよう、ベストプラクティスの整理を進め、普及を図る。

資料№3

《労働基準部別冊》

〇第12次東京労働局労働災害防止計画（2nd Stage）
重点対策概要について・・・・・1～2頁

〇「産業保健フォーラム IN TOKYO 2014」
開催結果について・・・・・・・・・・・・・3頁

第7期第3回東京地方労働審議会

第12次東京労働局労働災害防止計画（2nd Stage）重点対策概要

「Safe Work TOKYO」キャッチフレーズに、第12次東京労働災害防止計画を推進し、労働者の安全と健康の確保に努めます。

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

第三次産業対策

① 重点4業種（小売業、社会福祉施設（訪問介護含む）、飲食店、ビルメンテナンス業）に係る経営トップの安全衛生方針表明の促進。
② 「労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドラインの策定について」（H26.3）に基づく安全管理体制の整備。

陸上貨物運送事業対策

① 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（H25.3）の周知・普及及び荷主等への要請、指導。
② 作業手順書の作成・遵守、一人KYの実施等の指導。

建設業対策

① 元方事業者における統括管理能力や関係請負人も含めた現場力の弱体化防止のための各種指導。
② 建設新規就業者への安全衛生教育の充実。
③ 高所作業における作業床の確保、安全帯の使用徹底。墜落時の救出に時間を要する箇所での作業に対してハーネス型安全帯の使用の勧奨。

化学物質対策、石綿対策

① 化学物質を取り扱う事業場に対し、計画的な監督指導等の実施。
② 労働安全衛生法令、SDSに基づく危険性有害性に対する対策の徹底。
③ 建築物等の解体等作業について石綿則、石綿ばく露防止に関する指針に基づく暴露防止の徹底。

過重労働対策、メンタルヘルス対策、産業保健活動の活性化

① 健康管理の徹底による健康障害リスクの低減。
② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取り組みの推進。
③ 産業保健活動総合支援事業による支援の充実。

2 「首都東京」の特殊性を踏まえた対策

① 東日本大震災からの復興工事の本格化に伴い、労働者の安全衛生確保の支援。
② 都市インフラの改修や建物等の老朽化対策における安全の確保。
③ 「オリンピック・パラリンピック東京大会関連建設工事安全衛生対策推進協議会（仮称）」の設置。

3 関係団体等との連携による労働災害防止対策と意識変革の促進等

① 公共工事発注機関、建設業関係団体等との「建設工事関係者連絡会議」の設置。
② 「主要専門工事業関係団体との労働災害防止連絡会議」（H25.10設置）の開催。
③ 私の安全宣言コンクール等を通じた関係業界、事業場労使の安全気運の醸成。
④ 危険個所・危険作業に対する絵や写真等を用いた一見して直感的に理解できる表示等の採用等、安全管理の「見える化」の促進。

労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策の取組

平成26年8月5日
本省から緊急対策の指示

東京労働局においては、管内の労働災害発生状況を踏まえ、以下の対策を実施

重篤な労働災害防止対策（建設業）

8月５日(火)　大規模工事現場について緊急パトロールを実施

8月22日(金)
東京労働局長から建設業労働災害防止協会東京支部長に災害防止要請書を交付

９月５日(金)
東京労働局長と建設業労働災害防止協会東京支部長と合同現場緊急パトロール実施

９月19日(金)　工事関係者連絡会議
（公共工事発注者・業界団体・専門工事業団体・災防団体・労働組合）

９月22日(月)　建設業緊急対策会議
（管内主要建設業者約１００社）

10月16日(木)　大規模建設現場災害防止決起大会
（管内大規模建設現場の代理人・職長等約５００人）

10月１日から10月17日
建設現場一斉監督(管内18労働基準監督署において実施)

第三次産業対策について

１０月２日（木）
飲食店・小売業について、労働災害の発生件数の多い事業場の本社に対して集団指導

陸上貨物運送事業対策について

１１月１４日（金）
陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部と共催の集団指導

製造業対策について

８月５日（火）
アルミニウム・マグネシウム使用で粉じん業務があると思われる２７３事業場に対して自主点検を実施

引き続き労働災害の動向を注視し、必要な対策を実施

「産業保健フォーラム　IN　TOKYO　2014」開催結果について

「第12次東京労働局労働災害防止計画（Safe Work TOKYO）の2年度目（2nd Stage）を、労働衛生分野では、メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止、化学物質による健康障害防止、アスベストによる健康障害防止、この４対策を重点に進め、フォーラムにより産業保健の取組の一層の促進を図っていきたい」挨拶する西岸局長

産業保健フォーラム　IN　TOKYO　2014

平成26年10月29日(水)
ティアラこうとうにて開催

メインテーマ
「　こころと体の健康設計
私の夢そしてチャレンジ！　」

東京労働局・東京労働基準協会連合会・東京産業保健総合支援センター　３者共催

東京都・労働衛生関係団体等52団体から後援

来場者数　1033名

【特別講演】
「メンタルヘルス不調の予防に向けて
～職場復帰支援にも触れながら～」

特別後援、事例発表で、メンタルヘルス不調の未然予防、メンタルヘルス対策（ストレスチェック）、職場環境の評価と改善、産業医、衛生管理者の役割等について発表、提言、情報の提供

健康測定、健康相談、展示等
コーナー
13コーナーで実施

健康測定、健康相談、メンタルヘルス相談、メンタルヘルス展示等、心と体の健康設計に取り組むための情報等を提供

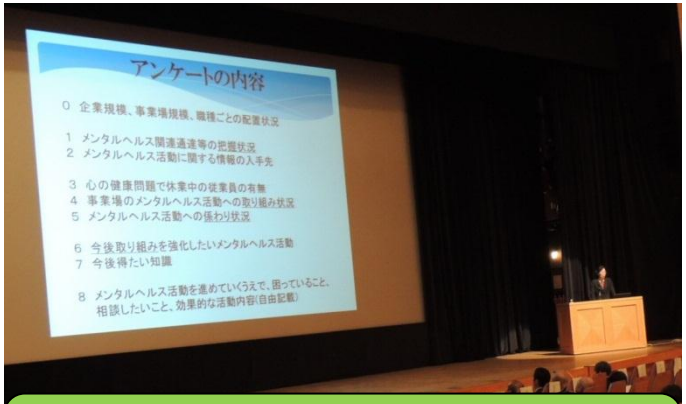

【事例発表】
「メンタルヘルス活動に関するアンケート結果」
～　衛生管理者の役割について　～

Safe work TOKYO
ロゴマーク

資料№4

《雇用均等室別冊》

〇管内におけるポジティブ・アクション普及促進の
取組について・・・・・1～2頁

第7期第3回東京地方労働審議会

管内におけるポジティブ・アクション普及促進の取組（雇用均等室）

女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦

「女性の活躍促進」については、日本が成長を持続していけるかどうかの鍵を握る柱の1つとしてますます重要となっている。
こうした中、平成24年6月から、厚生労働本省と都道府県労働局が一丸となって、企業のポジティブ・アクションを促進するため、企業トップや経営者団体に対し、ポジティブ・アクションの取組促進や企業の情報開示促進の働きかけを行っている。

■ 経済団体への取組を要請

東京都内の主要経済団体に訪問の上、東京労働局長及び東京都産業労働局長連名の「要請書」を手交し、企業における女性の活躍促進に向けた取組についての要請を実施。

＜要請先団体＞

7月7日 ・・・ 東京経営者協会、東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会
7月10日・・・ 東京都商工会連合会、八王子商工会議所

7/7 東京都中小企業団体中央会を訪問した時の様子

■ 労働局長による企業訪問

労働局長自らが企業を訪問し、女性の活躍促進について働きかけを実施しその結果を当局ホームページに掲載中。

東京労働局HPから抜粋

「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」
東京労働局長（西岸　正人）の企業訪問
平成 26 年 10 月 8 日、株式会社ホテルオークラ東京
代表取締役社長　池田正己氏をお訪ねしました。

ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

訪問企業プロフィール
株式会社ホテルオークラ東京
代表取締役社長　池田正己
・東京都港区虎ノ門 2-10-4
・労働者数　1,011 名（うち女性 302 名）
※2013 年 5 月現在
・くるみん取得（2010、2012、2014 年）

代表取締役社長　池田正己　氏

○本館建替を控え、今こそ全従業員の英知を結集する時　～女性の活躍促進に取り組む～
平成 26 年 6 月 23 日付で、代表取締役社長に着任しました。
来年からの本館建替にあたり、これまで培ったオークライズムをしっかりと受け継ぎ、

平成26年度管内訪問企業数及び取組状況開示企業数

営業企業訪問数（上半期）	119社
応援サイト登録数　（全国） （平成26年11月10日現在）	139社（1,207社）
宣言コーナー登録数　（全国） （平成26年11月10日現在）	89社（1,199社）

ポジティブ・アクション普及促進シンボルマーク
きらら

均等・両立推進企業表彰

ポジティブ・アクション及び仕事と育児・介護との両立支援のための取組について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰している。
平成26年度は、東京労働局管内から以下の企業が受賞した。
東京労働局長賞の各賞については、平成26年10月31日に開催した「均等・両立推進企業セミナー」で表彰式を行うとともに、受賞企業のトップから受賞に係る取組の経緯や効果などについてメッセージを発信していただくことで、参加者へ取組を促した。

＜厚生労働大臣優良賞＞

■均等推進企業部門　中外製薬㈱
■ファミリー・フレンドリー企業部門　住友生命保険（相）
東京海上日動火災保険㈱
三井住友海上火災保険㈱

＜東京労働局長優良賞＞

■均等推進企業部門　アクセンチュア㈱
㈱日立ソリューションズ
■ファミリー・フレンドリー企業部門　中外製薬㈱
㈱ブリヂストン

＜東京労働局長奨励賞＞

■均等推進企業部門　㈱イトーヨーカ堂
㈱セプテーニ
トランスコスモス㈱
日本たばこ産業㈱
野村證券㈱

（上）東京労働局長優良賞
受賞企業のみなさん

（下）東京労働局長奨励賞
受賞企業のみなさん